

Buy TOKYO 推進活動支援事業補助金交付要綱

27 産労商支第 647 号
平成 27 年 10 月 15 日
28 産労商支第 40 号
平成 28 年 4 月 1 日
28 産労商支第 1286 号
平成 29 年 3 月 24 日
30 産労商支第 379 号
平成 30 年 5 月 29 日
30 産労商支第 2127 号
平成 31 年 3 月 29 日
31 産労商支第 1987 号
令和 2 年 3 月 31 日
2 産労商支第 1914 号
令和 3 年 3 月 26 日
4 産労商支第 2339 号
令和 5 年 3 月 28 日
5 産労商支第 1932 号
令和 6 年 3 月 1 日

(通則)

第 1 条 Buy TOKYO 推進活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、東京の特色ある農林水産物や優れた製品を国内外に向けて販売・周知等を行う都内中小企業者等の新たな取組に対して、取組に係る経費の一部補助や販売促進のサポートなどの各種支援を行うことにより、これら製品等の市場への浸透や海外展開を促進させ、東京都産品のブランドイメージの向上やブランド力の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等東京都内に本店または支店が登記されている、または都税事務所に支店の設置届出書が提出されている法人、都内税務署に開業届が提出されている個人、補助金の交付決定後速やかに設立登記した登記簿謄本または都内税務署に提出した開業届の写しを提出できる創業予定者であって、かつ次に掲げるいずれかの要件を満たし、東京都産品の販売・周知等に資する取組を行う者とする。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業で、大企業が実質的に経営に参加していない者

イ 一般財団法人、一般社団法人及び特定非営利活動法人

ウ 中小企業団体

(2) 東京都産品 主に消費者向け産品と認められる以下のいずれかの販売できる状態の製品・商品等とする。

ア 農林水産品で都内産と特定できるもの

イ 都内産の農林水産物を原材料として使用した食品、消費者向け工業品

ウ 東京の歴史・文化や独自の製造技術・技法、デザイン等にこだわって製造されていると認められる食品、消費者向け工業品。ただし、一般機械、電子機器及び電気機械は除く。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の申請及び交付が可能な補助対象事業者は、前条第1項(1)に定める中小企業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の申請及び交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

(2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する営業等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態

(3) 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される業態

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のうち中小企業者等が国内外で行う新たな取組で、実施計画期間内（最長2年）の地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百八条に定める、各会計年度内に交付申請を行い、補助事業の対象として決定を受けた事業実施内容を実施し、かつその実施に伴い発生した経費の支払が完了した事業とする。

(1) 継続的な東京都産品の販売活動。ただし、次に掲げるものは除く。

ア 買取を行わない委託仕入や返品を盛り込んだ条件付買取仕入、販売されたときに仕入が行われたとする売上仕入等による東京都産品の販売

イ 自ら生産した農林水産物の販売

ウ 東京都産品を使用した飲食の提供

(2) 東京都産品に係る小売店又は卸売業者等とのマッチング活動。ただし、東京都産品の

生産者又は製造業者が単一である場合及び小売店又は卸売業者が単一である場合を除く。

- (3) 東京都製品の販売を促進するための普及啓発活動。
- (4) その他、知事が必要と認める東京都製品の販売・周知等に資する取組。

(補助金の交付対象)

第6条 前条に定める補助事業に要する経費のうち、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の種類及び補助率については別表のとおりとする。補助対象経費は、第8条による補助金の交付決定の日から当該年度の末日までに補助事業を実施し、かつ支払いが完了した経費とする。補助金は、この補助対象経費に補助率を乗じた額について、補助限度額及び予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、やむを得ない事由により、第7条第2項による補助事業の事前着手承認を受けたときは、この限りではない。

なお、他の公的な補助金や助成金の対象経費とされたものは除く。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助事業を行う者は、知事が定める期日までに、様式第1-1号又は1-2号による補助金交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施にあたり、第8条による交付決定日までの間にやむを得ない事由により事業の着手が必要な場合は、様式第1-3号による補助事業の事前着手承認申請書に必要な書類を添えて、前項の補助金交付申請書と併せて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条による補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を調査し、別に定める審査会による審査を経た上で、補助金を交付する補助事業を決定するものとする。

- 2 前項の補助事業の決定に当たっては、知事が特に必要と認めるときは、条件を付することができる。
- 3 知事は、第1項により補助事業を決定したときは、当該補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、様式第2号による補助金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）をもって、速やかに補助金の交付決定を通知するものとする。

(申請の取下げ及び事情変更による決定の取消等)

第9条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、様式第3号による補助事業辞退届を知事に提出しなければならない。また、交付の決定前に申請を取り下げるときも、補助事業辞退届を提出するものとする。

- 2 知事は、交付決定の後において、特別な事情が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 3 前項の規定により条件変更等が生じたときは、次に掲げる経費に係る補助金を交付するこ

とができる。

- (1) 補助事業に係る残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うために締結した契約の解除によって必要になった賠償金の支払に要する経費
- 4 第2項の規定により措置した場合は、速やかにその条件を補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の計画変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第4-1号による補助事業の内容(経費の配分)変更承認申請書又は様式第4-2号による補助事業の中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の経費区分の相互間においていずれか低い方の20パーセントを超えて変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止(廃止)しようとするとき。
- 2 前項の承認に当たっては、知事は必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。
- 3 補助事業者は、代表者等(名称、所在地、代表者名等)の変更等をしたときは、様式第5号による補助事業者(名称、所在地、代表者名等)変更届を速やかに知事に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に実施することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第6号による補助事業事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、前条第1項第3号に該当する場合を除く。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、当該年度の9月30日又は交付決定日から起算して3か月を経過する日のいずれか遅い日(以下「遂行状況確認日」という。)までの補助事業の遂行状況について、様式第7号による補助事業遂行状況報告書を作成し、遂行状況確認日から30日以内に知事に提出しなければならない。ただし、遂行状況確認日までに補助事業を完了若しくは中止(廃止)した場合又は別途知事による指示があった場合はこの限りではない。

(遂行命令)

第13条 知事は、補助事業者が提出する報告書、又は報告書に基づく調査等により、その者の補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事はその者に対し当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、決定通知書に記載された補助事業対象期間が終了したとき、又は補助事業が完了したときは、速やかに様式第8号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の内容等を適正と認めるときは、決定通知書に記載された補助金交付予定額の範囲内で交付すべき補助金の額を確定する。ただし、マッチング活動やイベント開催等において出展者から出展料を徴収するなど東京都産品の販売に係る売上以外の収入がある場合は、補助金の確定額から当該収入相当額を減額する。

2 知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定したときは、当該補助事業者の様式第9号による補助金確定通知書をもって通知する。

(是正のための措置)

第16条 前条第1項の規定による調査等の結果、補助事業の成果等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の命令により必要な処置をしたときには、速やかに様式第8号による補助事業実績報告書を、知事に再提出しなければならない。

(補助金の請求及び支払)

第17条 補助事業者は、第15条により補助金確定通知書を受けたときは、様式第10号による補助金請求書を速やかに知事に提出するものとする。

2 知事は、補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を支出するものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、第4条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (5) 第13条の規定による遂行命令等にも関わらず、補助事業の遂行が困難と判断したとき。
- (6) 過去に国・都道府県・区市町村・公社等が実施する助成事業に関して、不正等の事故を

起こしたことが判明したとき。

(7) 補助事業として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により取り消した場合には、速やかにこの補助金の交付決定の取消しの内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し前項の書類等について提出を求めることができる。

(検査)

第21条 補助事業者は、知事が東京都職員に命じて事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について報告を求めさせた場合、又は検査させた場合には、これに応じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第22条 知事は、第18条の規定により、補助事業者に対し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、第19条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者に補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満は除く。）を納付させなければならない。

2 知事は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が納期日までに補助金を納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満は除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に定める年当たりの割合は、365日（閏年の日を含む。）当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第23条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

- 2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産の管理及び処分制限)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産の台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

- 2 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した財産のうち取得価格又は効用を増加した価格が10万円以上のものを、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第11号による取得財産の処分承認申請書を提出し知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

- 3 知事は補助事業者が前号の規定により取得財産等を処分した場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

なお、この要綱施行の際、この要綱の様式による申請が難しい場合には、改正前の様式を使用することができる。

別表

1 補助対象経費の内訳

経費区分	経費科目	内 容
運営費	謝金	事業遂行に必要な指導・助言等を受けるために招聘した専門家又は委嘱した委員に謝金として支払われる経費
	賃借料	事業遂行に必要な東京都産品の販売等の拠点となる施設等を新たに借りる場合に支払われる経費 ※当該事業のために新たに借りる場合に限り、事業開始日から事業終了日までに係る賃借料で、補助限度額は1か月当たり30万円までとする。
	工事費	事業遂行に必要な東京都産品の販売等の拠点となる施設等を新たに借りるまたは購入する場合に内装等の変更の為に支払われる経費
	雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート・アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費 ※補助限度額は1年度当たり総額50万円までとする。
事業費	会場借上げ費	事業遂行に必要な情報、意見の交換や検討を行うための会議又は研修を開催する場合の会場費及びマイク等の付帯設備の借上げ経費として支払われる経費
	備品費	事業遂行に必要な備品を購入するために支払われる経費 ※備品とは、耐久性のある物品で使用により直ちに消耗することなく、かつ、通常の状態においてその性質又は形状を失わず長期の使用に耐える物品のことをいう。 ※取得価格が税抜10万円未満で、かつ、汎用性のないものをいう。
	輸送費	国内外のイベント出展・開催等に伴い、東京都産品等必要な物品の輸送料として支払われる経費
	旅費	国内外のイベント出展・開催等に伴い、参加する補助事業者や従業員の往復旅費として支払われる経費 ※1つのイベントにつき、イベント従事者2名までを対象とする。 ※国外の交通費については航空運賃及び船賃を対象とする。
	リース料	国内外のイベント出展・開催等に伴い、機器及び設備等を新たに借りる場合にリース・レンタル料として支払われる経費
	展示会等事業費	国内外のイベント出展・開催等に伴い、必要となる会場（小間）を借り上げるため及び装飾・運営を行うために支払われる経費（電子商店街への出店料等も含む）
	委託費	補助事業者が直接実施することができない又は適当でない販売周知等に係る「新たな取組」に関する業務を第三者に依頼するために支払われる経費
	広報活動費	パンフレット・ポスター・ウェブサイト・SNS・その他の広告媒体を活用して広報活動するために支払われる経費

2 限度額及び補助率

	初年度	次年度
限度額	1,000万円以内	600万円以内
補助率	補助対象経費の3分の2以内	補助対象経費の2分の1以内